

下水排除基準

環境項目					
項目	対象事業場	単位	特定事業場 (旅館業を除く)		除害施設対象者 公共下水道使用者
			排除基準値	規制対象排水量	排除基準値
フェノール類		mg/L以下	5	30m ³ /日以上	5
銅及びその化合物		mg/L以下	3		3
亜鉛及びその化合物		mg/L以下	※ 2		2
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/L以下	10		10
マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/L以下	10		10
クロム及びその化合物		mg/L以下	2		2
水素イオン濃度		—	5(5.7)超～ 9(8.7)未満	50m ³ /日以上	5(5.7)超～ 9(8.7)未満
生物化学的酸素要求量		mg/L未満	600		● 600(300)
浮遊物質		mg/L未満	600		● 600(300)
窒素含有量		mg/L未満	※ 240		● 240(150)
燐含有量		mg/L未満	32		● 32(20)
ノルキマサ物 ルン質 有	鉱油類	mg/L以下	5	50m ³ /日以上	▲ 5
					■ 4
					★ 3
	動植物油脂類	mg/L以下	30	50m ³ /日以上	▲ 30
		■ 20			
		★ 10			
温度		°C未満	/		45(40)
色又は臭気					放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないもの
沃素消費量		mg/L未満			220

備考1. の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。
3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。
4. ▲印は、日排水量1000m³未満、■印は、同1000m³以上5000m³未満、★印は、同5000m³以上に適用しています。
5. ※印は暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。

健康項目			
項目	対象事業場	単位	特定事業場 (旅館業を除く)
			除害施設対象者 公共下水道使用者
			排除基準値
カドミウム及びその化合物		mg/L以下	0.03
シアン化合物		mg/L以下	1
有機燐化合物		mg/L以下	1
鉛及びその化合物		mg/L以下	0.1
六価クロム化合物		mg/L以下	0.5
砒素及びその化合物		mg/L以下	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		mg/L以下	0.005
アルキル水銀化合物		mg/L以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		mg/L以下	0.003
トリクロロエチレン		mg/L以下	0.1
テトラクロロエチレン		mg/L以下	0.1
ジクロロメタン		mg/L以下	0.2
四塩化炭素		mg/L以下	0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/L以下	0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/L以下	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L以下	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L以下	3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L以下	0.06
1,3-ジクロロプロパン		mg/L以下	0.02
チウラム		mg/L以下	0.06
シマジン		mg/L以下	0.03
チオベンカルブ		mg/L以下	0.2
ベンゼン		mg/L以下	0.1
セレン及びその化合物		mg/L以下	0.1
ほう素及びその化合物		mg/L以下	※ 10
ふっ素及びその化合物		mg/L以下	※ 8
1,4-ジオキサン		mg/L以下	0.5
ダイオキシン類		pg-TEQ/L以下	10
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量		mg/L未満	380 ● 380 (125)

備考1. の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。
3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。
4. ※印は、暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。